

函館市地域総合整備資金貸付事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、函館市地域総合整備資金貸付要綱（以下「貸付要綱」という。）に定めるもののほか、市の地域総合整備資金（以下「資金」という。）の貸付事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象事業)

第2条 資金の貸付対象事業は、貸付要綱第3条に規定する事業であつて、函館市総合計画その他の本市に関する諸計画等の方向性に合致し、かつ地域開発の推進または地域活性化のために多大の効果が期待される事業で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、事業採算性が全く期待できないものおよび明らかに大幅な黒字が見込まれる事業は、除くものとする。

- (1) 交通・通信基盤整備事業
- (2) 都市基盤施設整備事業
- (3) 地域産業振興事業
- (4) 観光・リゾート振興事業
- (5) 文化・教育・福祉・医療施設整備事業
- (6) その他市長が特に必要と認める事業

(審査会の設置)

第3条 資金の貸付けについて適正な審査を行うため、地域総合整備資金貸付審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織ならびに運営については、別に定める。

(貸付けの申請および決定等)

第4条 貸付要綱第6条の規定により資金の貸付けを受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、原則として実施予定事業（以下「当該事業」という。）の申請年度の前年度の11月末日までに、次に掲げる書類を当該事業を所管する部局（以下「担当部局」という。）に提出するものとする。ただし、特別な事由がある場合はこの限りでない。

- (1) 借入申込書
- (2) 事業計画書
- (3) 事業者概要書
- (4) 設備投資および資金調達計画書
- (5) 年度別損益・資金収支計画書
- (6) 過去3期分の損益計算書および貸借対照表
- (7) 連帯保証予定者の意見書
- (8) その他貸付審査に当たり必要な補足資料

- 2 担当部局は、前項の規定により同項の書類の提出があった場合は、申請者から事業内容等についての説明の聴取を行い、その書類に当該事業に対する担当部局の意見を添えて、企画部に提出するものとする。
- 3 企画部は、前項の規定による書類の提出があった場合は、当該事業についての検討を行い、地域振興民間能力活用事業計画案を作成し、当該事業に対する資金の貸付け適否の審査を審査会に付託するものとする。
- 4 企画部においては、審査会から審査の結果の報告があったときは、市長の決裁を得た後、当該事業について、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）に案件を送付するものとする。
- 5 財団から資金の貸付対象事業についての総合的な調査、検討結果の通知があったときは、担当部局において、資金の貸付けの決定について市長の決裁を得た後、申請者に貸付決定の通知をするものとする。ただし、貸付けを行わないことに決定した申請者に対しては、この旨を通知するものとする。
- 6 貸付要綱第10条の規定による金銭消費貸借契約の締結事務は担当部局において、当該事業に対する貸付けに係る地方債の発行等の事務は、財務部において行うものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、貸付事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成2年8月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成6年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、平成7年度分以後の年度の申請について適用し、平成6年度分の申請については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の第4条第1項ただし書の規定については、平成6年度分の申請について適用するものとする。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月11日から施行する。